

母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案要綱

一 扶養義務の履行の確保

国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるものとする事。

(第五条第三項関係)

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則第一項関係)

三 検討

政府は、親の離婚後における児童が心身ともに健やかに育成されるよう、この法律の施行後一年以内に、離婚後に児童を監護しない親が支払うべき当該児童の養育に必要な費用を支払わない場合にこれを徴収する制度その他の親の離婚後における児童についての扶養義務の履行の確保のための制度の導入について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする事。

(附則第二項関係)

◎母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）〔抄〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（扶養義務の履行） 第五条 〔略〕 2 〔略〕 3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（扶養義務の履行） 第五条 〔略〕 2 〔略〕 3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずる<u>ように努めなければならない。</u></p>